

一般社団法人 大垣法人会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人大垣法人会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県大垣市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(実施事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- (2) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言
- (3) 法律、経営、労務等に関する経営支援を目的とする事業
- (4) 地域社会の活性化と健全な発展を目的とする事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項及び次条における事業は、大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡において行うものとする。

(その他事業)

第5条 本会は、前条に定める事業の推進に資するため、必要に応じて次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員企業並びに従業員の福利厚生に関する事業
- (2) 会員企業の健全な発展を支援する事業
- (3) その他、前各号に定める事業に関連する事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 第4条第2項の区域に所在する法人で、本会の事業に賛同し、本会の正会員となったもの。
- (2) 賛助会員 第4条第2項の区域に所在する法人及び団体で、本会の事業に賛同し、その事業に協力しようとするもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が事業を閉鎖または解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときには、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第13条 本会の総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、会長及び出席した理事のうちから総会において選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第22条 本会に、次の役員を置く。

理事 45名以上 60名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、6名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事を選任にあたっては、理事会において別に定める役員候補者選出基準に基づく正副会長会の意見を参考にすることができる。

なお、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては1名、監事にあっては1名を限度として、正会員以外の者を総会の決議によって、理事又は監事に選任することができる。

- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 5 理事又は監事が、正会員の資格を失ったときは、役員地位を失う。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長並びに専務理事は、毎事業年度に4ヶ月超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監督し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務

及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第26条 本会は、役員 の 法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(役員 の 任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 解任にあたっては、正副会長会の意見を参考にすることができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準（役員報酬等規則）に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、3ヶ月に1回以上開催する。ただし、事情により毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることができる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 正副会長会等

(正副会長会及び委員会)

第35条 本会の事業を的確かつ効果的に運営するため、正副会長会及び理事会の決議により委員会を設置する。

- 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事で構成し、役員人事について総会で参考意見を表明するとともに、事務局長を含む事務局の人事を運用する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める委員会規則による。

(支部及び部会)

第36条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により支部及び部会を設置する。

- 2 支部及び部会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める支部規則及び部会規則による。

(顧 問)

第37条 本会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の運営において功労のあった者及び学識経験者等のうちから、理事会の推薦により正副会長会の意見を参考に、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して、会長の諮問に答える。
- 4 顧問の任期は2年とし、無報酬とする。
ただし、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第44条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事 務 局

(設置等)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員又は嘱託を置く。
- 3 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める事務処理規程及び会計処理規程等による。

第12章 補 則

(細 則)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 社団法人大垣法人会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず第6条第1項第1号及び同項第2号の規定に従い、一般社団法人の登記の日に本会の正会員及び賛助会員になったものとみなす。
- 3 本会の最初の会長は田中勝英とし、副会長は藤井徳充、西脇史雄、鈴木千加司、丸田秀実、臼井 猛、栗田茂康、専務理事は橋本昭治とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 本規程は、平成30年6月7日から一部改正施行する。